

京都市告示第 6 6 1 号

京都市児童福祉センター条例（以下「条例」という。）第 1 条第 1 3 項及び第 1 4 項に規定する京都市児童療育センターについて、条例第 4 条の規定に基づき、次のとおり受付時間及び休所日を変更します。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

京都市長 門 川 大 作

1 施設概要

(1) 名称

京都市児童療育センター（旧相談・診療部門スペースを除く）

（愛称：きらきら園，あおぞら教室）

(2) 所在地

京都市伏見区深草西浦町六丁目 6 5 番地

(3) 実施事業

条例第 2 条第 5 号に規定する事業

2 変更部分

条例第 4 条に掲げる受付時間及び休所日の部分

3 変更内容

受付時間を午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

ただし、開所する土曜日は午前 8 時 3 0 分から午後 0 時 4 5 分までとする。

第 2 土曜日及び第 4 土曜日を開所する。

4 変更期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）